

障がい者福祉制度の充実に関する意見書

昨年4月より「障害者自立支援法」が施行され、これまでの支援費制度から障がい者施策が大きく転換した。

法の施行により、障がい者がサービス利用に応じて利用料を負担する定率1割負担（応益負担）が導入され、利用料の負担が困難な障がい者にとっては「施設から地域へ」、「自立及び社会参加」をキーワードに広がりつつあった日本の障がい者福祉が後退したとも言われている。本市においても独自の負担軽減策を講じてきたが、障がい当事者やその家族が困窮する事態が顕在化している。

障がい者施策を充実することは、現在障がいを持って生活されている方々に限定されたものではなく、みずからの責の有無にかかわらず、だれもが障がいを負う可能性がある社会全体の安定に寄与し、暮らしの安心の確立に通ずるものである。

よって、本市議会は、政府に対し、障がい者福祉制度の充実のために、下記事項を含む施策の実現を行うことを要望する。

記

- 1 障がい児・障がい者福祉サービスに係るサービスの定率1割負担（応益負担）の見直しを行うこと。
- 2 障がい児・障がい者福祉サービスを維持するために必要な支援を行うこと。
- 3 重度の障がいを持ち、長時間サービスを必要とする者については、サービスを十分に確保するとともに、必要に応じ国が財政的支援等を行うこと。
- 4 自立支援医療については、さらなる負担軽減措置を含め、制度のあり方を見直すこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月1日

三鷹市議会議長 石 井 良 司